

# 65歳以上の介護保険料が決まります

## ■問い合わせ

佐賀県中部広域連合 業務課

☎40-1135

多久市 福祉課 高齢・障害者福祉係

☎75-4823

介護保険は、40歳以上の全員を被保険者とする公的社会保険制度で、年齢により納付の方法が異なります。

### ■65歳以上の保険料

65歳以上の方は、「特別徴収」または「普通徴収」で佐賀中部広域連合へ納付していただいています。

65歳以上の方の平成24年度の介護保険料は、すでに暫定の金額(仮徴収)を徴収していますが、6月に確定した住民税に基づき、平成24年度の年額保険料を再計算しています。

再計算により決定した保険料の納入通知書は7月下旬に送付します。

40歳から64歳までの方は、ご加入の医療保険の保険料と合わせて納めていただいています。

#### ①特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則として年金より天引きします。

4月、6月、8月※の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。年度途中で65歳になった方、佐賀中部広域（佐賀市/多久市/小城市/神埼市/吉野ヶ里町）の外から転入した方などは、おおむね6か月後から天引きを始めます。（※8月の保険料額が変わる場合もあります）

#### ②普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金を受給していない方、老齢福祉年金等の受給者の方は、保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。4月から7月分の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付は納付書を持参し、指定金融機関の窓口で納めてください。事前に手続きしておく、便利な口座振替が利用できます。

## 市交際費の支出状況

### ▶平成24年度5月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔慰	今月分	1	10,000
	累計	1	10,000
見舞い	今月分	0	0
	累計	0	0
御祝	今月分	3	9,765
	累計	7	22,785
賛助	今月分	0	0
	累計	0	0
激励金	今月分	0	0
	累計	0	0
接遇	今月分	0	0
	累計	1	1,120
会費	今月分	2	15,000
	累計	3	16,500
その他	今月分	0	0
	累計	2	6,510
合計	今月分	6	34,765
	累計	14	56,915

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

## 7月下旬から介護保険料の減免申請の受け付けを始めます

7月下旬に送付する平成24年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

### ■減免対象者（次のすべてに該当の方）

- 平成24年度の介護保険料段階が特例第3段階および第3段階の方
- 平成23年中の全ての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）
- 住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）
- 世帯全員の預貯金合計が180万円以下の方（預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含みます）
- 居住用以外の活用できる不動産がない方

### ■申請の方法

次の必要書類を持って、市役所福祉課または、佐賀中部広域連合の窓口で申請してください。

\* 7月下旬に送付した通知書

\* 平成23年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）

\* 健康保険証

\* 預金通帳・生命保険証書等

\* 印鑑

### ■減免額

申請提出後審査を行い、減免を承認した場合は、申請月以降の保険料を、第1段階と同額の保険料に減額します。ただし8月末までに申請があった場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。

減免の承認・不承認の結果は、決定後に通知します。